

「中枢都市型企业人育成特区」変更申請新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡市</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 中枢都市型企业人育成特区</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 静岡市の全域</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 省略</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義 省略</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標 省略</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす 経済的社会的効果 (1) 大学設置による社会的効果 ① 株式会社による大学が設置され、高度な職業訓練型高等</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡市</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 中枢都市型企业人育成特区</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 静岡市の全域</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 省略</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義 省略</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標 省略</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす 経済的社会的効果 (1) 大学設置による社会的効果 ① 株式会社による大学が設置され、高度な職業訓練型高等</p>

教育が実施されることにより、高度・専門職業能力を有する公認会計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士等の専門資格取得者数の増加が見込まれ、このような高度な教育を受けた卒業生は、起業家としての、又、地元企業への即戦力としての人材になりうること。

- ② 高度な能力を持つ大学の教授や研究者が地域社会と交流し、地元企業における経営面でのアドバイザーやコミュニティの活性化におけるコーディネーターといった社会貢献や地域全体の知的レベルの高度化への効果が期待できること。
- ③ 地元企業等への人材供給が進み、市外への流出や人材の埋没を防止すること。

~~地域雇用の予測（卒業生の半教が地域で起業又は就業）~~

年度	雇用者数(人)
平成19年度	5
平成20年度	5
平成21年度	30
平成22年度	30
平成23年度	30

- ④ 中心市街地における若者の交流量が増加し、商店街、コミュニティの活性化が期待できること。
- ⑤ 産学交流センターで実施する地域課題に関する大学との共同研究、大学による市民公開講座、ビジネス支援講座への講師派遣などの協力が期待できること。

教育が実施されることにより、高度・専門職業能力を有する公認会計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士等の専門資格取得者数の増加が見込まれ、このような高度な教育を受けた卒業生は、起業家としての、又、地元企業への即戦力としての人材になりうること。

- ② 高度な能力を持つ大学の教授や研究者が地域社会と交流し、地元企業における経営面でのアドバイザーやコミュニティの活性化におけるコーディネーターといった社会貢献や地域全体の知的レベルの高度化への効果が期待できること。
- ③ 地元企業等への人材供給が進み、市外への流出や人材の埋没を防止すること。

地域雇用の予測（卒業生の半教が地域で起業又は就業）

年度	雇用者数(人)
平成19年度	5
平成20年度	5
平成21年度	30
平成22年度	30
平成23年度	30

- ④ 中心市街地における若者の交流量が増加し、商店街、コミュニティの活性化が期待できること。
- ⑤ 産学交流センターで実施する地域課題に関する大学との共同研究、大学による市民公開講座、ビジネス支援講座への講師派遣などの協力が期待できること。

(2) 大学設置による経済的効果

- ① 新たに学生数及び教員数の増加が見込まれること。(市内からの大学進学による他都市への転出抑制及び他府県、周辺市町からの転入が見込まれる。)
- ② 学生増加による大学周辺の書籍・文具等の必要品や飲食等の消費増加が見込まれること。
- ③ 大学設置に伴い、学校職員の増員が行われることによる雇用創出につながる事。
- ④ 学校設置の初期には設備の増強等の需要が見込まれ、特別区域において工事による資金投下が見込まれること。

~~・株式会社による大学の開設の場合の試算~~

~~初年度60名、次年度120名、3年度170名、4年度220名の学生数が見込まれる。学生1か月1名あたり家賃、食費、書籍文具等により10万円程度を消費すると考えられ、学生の半数が下宿すると仮定すると、初年度に月額390万円程度、4年後には1,430万円程度となり年額換算で1億7,000万円程度の消費が見込まれる。株式会社東京リーガルマインドによれば、学校職員として学校開設前年度(平成16年度)39人、開設初年度(平成17年度)47人、次年度55人、3年度64人、4年度74人と推移する見込みであり、5年間で概ね35名の追加雇用が見込まれ、地域における雇用の創出に貢献する。大学職員による新たな消費活動も見込まれる。また、学生・大学職員が増えることによる周辺商圏における追~~

(2) 大学設置による経済的効果

- ① 新たに学生数及び教員数の増加が見込まれること。(市内からの大学進学による他都市への転出抑制及び他府県、周辺市町からの転入が見込まれる。)
- ② 学生増加による大学周辺の書籍・文具等の必要品や飲食等の消費増加が見込まれること。
- ③ 大学設置に伴い、学校職員の増員が行われることによる雇用創出につながる事。
- ④ 学校設置の初期には設備の増強等の需要が見込まれ、特別区域において工事による資金投下が見込まれること。

・株式会社による大学の開設の場合の試算

初年度60名、次年度120名、3年度170名、4年度220名の学生数が見込まれる。学生1か月1名あたり家賃、食費、書籍文具等により10万円程度を消費すると考えられ、学生の半数が下宿すると仮定すると、初年度に月額390万円程度、4年後には1,430万円程度となり年額換算で1億7,000万円程度の消費が見込まれる。株式会社東京リーガルマインドによれば、学校職員として学校開設前年度(平成16年度)39人、開設初年度(平成17年度)47人、次年度55人、3年度64人、4年度74人と推移する見込みであり、5年間で概ね35名の追加雇用が見込まれ、地域における雇用の創出に貢献する。大学職員による新たな消費活動も見込まれる。また、学生・大学職員が増えることによる周辺商圏における追

~~加雇用も見込まれる。~~

(3) 民間資格を活用した初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座が開設されることによる経済的社会的効果

省略

8 特定事業の名称

- ・ 816 学校設置会社による学校設置事業
- ・ 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- ・ 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業
- ・ 1131(1143、1145)
修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- ・ 1132(1144、1146)
修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

省略

構造改革特別区域計画 別紙①

加雇用も見込まれる。

(3) 民間資格を活用した初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座が開設されることによる経済的社会的効果

省略

8 特定事業の名称

- ・ 816 学校設置会社による学校設置事業
- ・ 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- ・ 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業
- ・ 1131(1143、1145)
修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- ・ 1132(1144、1146)
修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

省略

構造改革特別区域計画 別紙①

<p>1 特定事業の名称 816 学校設置会社による学校設置事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町勝夫 住所：東京都千代田区大手町2-1-1</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 省略</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 省略</p> <p>6 当該大学に係る状況 <u>大学名：LEC東京リーガルマインド大学静岡キャンパス</u> <u>学部学科：総合キャリア学部総合キャリア学科</u> <u>学位：キャリア開発学士</u> <u>収容定員：1,150人（平成20年4月1日現在）</u> <u>職員数：1人（常勤）</u> <u>教員数：8人（常勤1人・非常勤7人）</u></p> <p>構造改革特別区域計画 別紙②</p>	<p>1 特定事業の名称 816 学校設置会社による学校設置事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町勝夫 住所：東京都千代田区大手町2-1-1</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 省略</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 省略</p> <p>構造改革特別区域計画 別紙②</p>
--	--

<p>1 特定事業の名称 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町勝夫 住所：東京都千代田区大手町2-1-1</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 省略</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 省略</p> <p>6 当該大学に係る状況 <u>大学名：LEC東京リーガルマインド大学静岡キャンパス</u> <u>学部学科：総合キャリア学部総合キャリア学科</u> <u>学位：キャリア開発学士</u> <u>収容定員：1,150人（平成20年4月1日現在）</u> <u>職員数：1人（常勤）</u> <u>教員数：8人（常勤1人・非常勤7人）</u></p> <p>構造改革特別区域計画 別紙③</p> <p>1 特定事業の名称 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業</p>	<p>1 特定事業の名称 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町勝夫 住所：東京都千代田区大手町2-1-1</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 省略</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 省略</p> <p>構造改革特別区域計画 別紙③</p> <p>1 特定事業の名称 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業</p>
---	--

<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町勝夫 住所：東京都千代田区大手町2-1-1</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 省略</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 省略</p> <p>6 当該大学に係る状況 <u>大学名：LEC東京リーガルマインド大学静岡キャンパス</u> <u>学部学科：総合キャリア学部総合キャリア学科</u> <u>学位：キャリア開発学士</u> <u>収容定員：1,150人（平成20年4月1日現在）</u> <u>職員数：1人（常勤）</u> <u>教員数：8人（常勤1人・非常勤7人）</u></p> <p>構造改革特別区域計画 別紙④ 省略</p> <p>構造改革特別区域計画 別紙⑤</p>	<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町勝夫 住所：東京都千代田区大手町2-1-1</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 省略</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 省略</p> <p>構造改革特別区域計画 別紙④ 省略</p> <p>構造改革特別区域計画 別紙⑤</p>
--	---

<p>1 特定事業の名称 1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1) 講座の開設者 学校法人中村学園 専門学校静岡電子情報カレッジ 住所：静岡県静岡市駿河区南町13-5 <u>学校法人静岡理工科大学 静岡産業技術専門学校</u> <u>住所：静岡県静岡市葵区宮前町110-11</u></p> <p>(2) 修了認定に係る試験の提供者 株式会社サーティファイ 住所：東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画変更認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p>	<p>1 特定事業の名称 1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1) 講座の開設者 学校法人中村学園 専門学校静岡電子情報カレッジ 住所：静岡県静岡市駿河区南町13-5</p> <p>(2) 修了認定に係る試験の提供者 株式会社サーティファイ 住所：東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画変更認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p>
---	---

<p>①基本情報技術者講座 (サーティファイ・情報処理技術者能力試験 2 級併用コース) 履修計画:学校法人中村学園 専門学校静岡電子情報カレッジ (別添資料 2 のとおり) <u>履修計画:学校法人静岡理工科大学 静岡産業技術専門学校</u> <u>(別添資料 3 のとおり)</u></p> <p>(2) 修了認定の基準 省略</p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法 省略</p> <p>(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の 試験項目 省略</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 省略</p>	<p>①基本情報技術者講座 (サーティファイ・情報処理技術者能力試験 2 級併用コース) 履修計画:学校法人中村学園 専門学校静岡電子情報カレッジ (別添資料 2 のとおり)</p> <p>(2) 修了認定の基準 省略</p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法 省略</p> <p>(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の 試験項目 省略</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 省略</p>
--	--